

平成26年（行ク）第3号 裁判官に対する除斥の申立事件

（基本事件 平成25年（行ウ）第6号 公務談合損失補填請求事件）

決 定

宮崎県延岡市北川町長井4940

申 立 人 岩 崎 信

上記申立人から当庁平成25年（行ウ）第6号公務談合損失補填請求事件（以下「基本事件」という。）について、裁判官に対する除斥の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、別紙（平成26年3月23日付け除斥申立書の写し）記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 申立人は、基本事件の裁判長である裁判官内藤裕之（以下「内藤裁判官」という。）が訟務検事として国，地方公共団体その他の行政機関の代理人として職務に従事した経歴を有するなど指摘し，行政機関である延岡市長を被告として提起した基本事件につき，内藤裁判官に民訴法23条1項5号の除斥の原因がある旨主張する。
- 2 そこで検討すると，民訴法23条1項5号にいう「事件」とは，当該裁判官が受訴裁判所として直接担当する具体的な個々の事件をいい，その事件と関連する手続等により直接担当するのと同視し得るような事件も含まれると解する余地があるとしても，こうした具体的な事件と離れて，単に当該裁判官が過去にいわゆる訟務検事として訴訟事件等の代理人となった経歴を有するにすぎな

いような場合が同号の事由に該当しないことは明らかというべきである。申立人の主張はこのような場合を取り上げるにすぎないもので、なお念のため、基本事件を含む関係記録を精査しても、少なくとも内藤裁判官が直接担当する基本事件又はこれと同視し得るような事件について、その当事者の代理人であったなどという事実はうかがわれない。

したがって、申立人の主張する事情は除斥の原因にならず、その他関係記録によるも、内藤裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情は認められない。

- 3 よって、本件申立ては理由がないから却下することとし、申立費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成26年3月28日

宮崎地方裁判所

裁判長裁判官 瀧 岡 俊 文

裁判官 島 田 尚 人

裁判官 伊 藤 達 也